

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成25年10月9日

社会保険事務局を名乗る医療費還付の電話に注意！！

<相談内容>

今日、県庁の社会保険事務局を名乗って、「医療費の還付があるので口座番号と住所を確認したい」という電話があった。

不審なので教えなかったが、還付金詐欺ではないのか。

★消費生活センターからのアドバイス

- 1 今日になって同種の問い合わせ及び情報提供が本日、県庁の代表電話や当センターなどに多数寄せられています。
- 2 自治体職員や社会保険事務所の職員を装って、医療費、保険料を払い過ぎている為、還付しますと電話をかけお金を騙し取る手口があります。
- 3 還付金詐欺の手口は、携帯電話を持ってATMへ行くよう誘導され相手の指示通りに操作し、還付金を受け取る手続きと誤解させて、実際は振込みをさせます。
- 4 還付金をATMで返還することはありません。また口座番号や住所など個人情報を知られても絶対に教えないで下さい。不審な電話を受けたら、必ず自治体に確認しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	西海市消費生活センター (0959-37-0028)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
松浦市消費生活センター (0956-72-1111)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口